

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案 【概要】

1 会計検査院による懲戒処分要求の拡大・強化

- (1) 検査上の要求に応じない場合の会計検査院による懲戒処分要求の対象の拡大
検査上の要求に応じない場合の会計検査院による懲戒処分要求について、国の会計事務を処理する職員に加え、その他の国の職員についても対象とすること。
- (2) 会計検査院法による懲戒処分要求への人事院の関与等

故意又は重過失により著しく国に損害を与えた事案、検査上の要求に応じない事案（資料の提出拒否・虚偽資料提出等）等の発生

①～④の人事院等関与規定を追加し、受検庁による不当処分を防止

対象職員※への懲戒処分要求 ※ (1) で対象範囲を拡大

① 会計検査院は、懲戒処分要求をしたときは人事院及び国家公務員倫理審査会に通知

② 調査し、懲戒処分をしようとするときは、人事院の意見聴取

③ 調査し、懲戒処分することが適当でないとする場合、その理由を会計検査院及び人事院に通知

④ 懲戒処分をしたとき：その旨並びにその種類及び内容
懲戒処分をしなかったとき：その旨及びその理由 } 会計検査院及び人事院に通知

- (3) 予算執行職員等の責任に関する法律による懲戒処分要求への人事院の関与の強化等
予責法による懲戒処分要求についても、(2)と同様とすること。

2 国会及び内閣への随時報告の義務化

会計検査院は、会計検査院法第 34 条若しくは第 36 条の規定により意見を表示し若しくは処置を要求した事項又はこれへの対処に関する状況その他の特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告しなければならないものとする。

3 意見を表示し又は処置を要求した事項について適切な対処が行われていない場合の更なる意見表示及び処置要求

会計検査院は、会計検査院法第 34 条第 1 項又は第 36 条第 1 項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項について、適切な対処が行われていないと認めるときは、更に意見を表示し又は処置を要求することができるものとする。

※法施行日：公布の日から起算して 1 月を経過した日